

職員の退職管理に関する条例を公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 4 1 号

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 8 条の 2 第 8 項及び第 3 8 条の 6 の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 3 8 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 2 3 年法律第 1 2 0 号）第 2 1 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 3 8 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつ

た者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（東京都板橋区立学校設置条例（昭和30年板橋区条例第9号）第1条に規定する学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては、板橋区教育委員会。以下同じ。）に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（報告及び公表）

第4条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、区長に報告しなければならない。

2 区長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、板橋区規則（以下「区規則」という。）で定めるところにより、区規則で定める事項を公表するものとする。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定は、同条に規定する者がこの条例の施行の日以後に離職する場合について適用する。

（東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

3 東京都板橋区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年板橋区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 4 2 号

東京都板橋区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 1 9 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 0 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 1 条－第 2 4 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 3 章 雑則（第 2 7 条・第 2 8 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、東京都板橋区（以下「区」という。）における乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2

3 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 区長は、東京都板橋区児童福祉審議会条例(令和4年板橋区条例第15号)第1条に規定する東京都板橋区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備

えること。

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、板橋区規則（以下「規則」という。）で定める基準を満たすこと。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第10号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和４年板橋区条例第１７号）

(3) 幼保連携型認定こども園 東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和４年板橋区条例第１６号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年板橋区条例第２６号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２６条 第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第２３条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第２４条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第３章 雑則

（電磁的記録）

第２７条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第２８条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 4 3 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 5 8 年板橋区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ときわ台駅北口第 3 自転車駐車場の項を削り、同表ときわ台駅北口第 4 自転車駐車場の項の次に次のように加える。

ときわ台駅北口仮自転車駐車場	東京都板橋区常盤台一丁目 1 3 番 1 号
----------------	---------------------------

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。